

## 鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

- 第2条 本補助金は、野生動植物の観察会や生物多様性の保全活動等の県民が参加できるいきもの体験活動を実施する団体を支援することにより、県民一人一人の行動変容を促しネイチャーポジティブの定着を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- ただし、代金の支払い方法が、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによるものについては、補助対象経費から除く。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、1申請当たり10万円以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、その年度の9月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とし、対象事業を実施する地域を管轄する自然共生課、総合事務所又は日野振興センター（当該地域が複数の総合事務所等の所轄区域にわたる場合は、自然共生課）に提出するものとする。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
野生動植物の観察会や生物多様性の保全活動等の県民が参加できるいきもの体験活動	次の各号のいずれにも該当する団体とする。 (1)鳥取県内に住所又は活動の本拠を有すること。 (2)組織及び運営に関する規定等が定められていること。 (3)宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。 (4)同一事業で他の補助金を活用しないこと。 (5)鳥取県が主催するいきもの探しイベントに参加すること。	対象事業に要する以下の経費。 (1)講師又は技術指導を行う者に支払う謝金及び旅費 (2)備品・消耗品の購入費、委託費 (3)その他必要経費（事業の実施に必要と認められる経費）	1 / 2

※同一の補助事業者による申請は、年1回に限る

年度鳥取県いきもの体験活動支援事業計画（報告）書

1 事業実施主体の名称 (連絡担当者、電子メールアドレス)	担当者氏名： 電子メールアドレス：	
2 事業の目的		
3 事業実施場所		
4 事業の内容		
5 事業費		
6 事業実施(予定)期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
7 その他参考事項		
8 他に活用する補助金	名 称	
	事業内容	
	問い合わせ先	
9 消費税の取り扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ※該当するものに“✓”を入れてください。	

※他の補助金の活用があれば、活用する補助金の名称、その事業内容及び当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(添付書類)

- 事業実施場所の位置図(縮尺1：50,000以上の地形図)
- 事業の計画(実績)の状況がわかる図面(縮尺1：5,000以上の概要図)
- 事業実施場所の天然色写真（事業の実施状況がわかる天然色写真）
- 事業費の算出基礎がわかる資料（実績報告書を提出する際は、事業費の支出状況がわかる資料(領収書等の写し)）
- その他、参考となる資料

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県いきもの体験活動支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
自 己 負 担 費		
計		

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

様

職 氏 名

年度鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、交付申請書に記載されているとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |     |       |   |   |
|-----|-------|---|---|
| (1) | 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) | 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、交付申請書に記載されているとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところとする。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金交付要綱（平成16年4月6日付環第42号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏 名 印

年度鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県いきもの体験活動支援事業補助金について、補助金交付要綱第7条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

- 5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

鳥取県知事 様

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の用途）の内訳

区 分					非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合                    %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法